

高松市・香川町合併協議会

## 第8回会議資料

日 時：平成16年7月28日（水）

午後1時30分

場 所：香川町農村環境改善センター

2階 大ホール

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 6 号	財産の取扱い(協定項目第 5 号)について (第 7 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 7 号	慣行の取扱い(協定項目第 1 2 号)について (第 7 回会議提案:継続協議) -----	7
協議第 8 号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 5 号) について(第 7 回会議提案:継続協議) -----	1 1
協議第 9 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について -----	1 4
協議第 1 0 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号) について -----	1 7
協議第 1 1 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号) について -----	2 0
協議第 1 2 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号)について -----	2 3
協議第 1 3 号	都市提携(協定項目第 2 4 - 1 号)について -----	2 6
協議第 1 4 号	人権啓発事業(協定項目第 2 4 - 4 号)について -----	2 9

### ( そ の 他 )

建設計画作成に当たっての住民意向調査について -----	3 2
今後の合併協議スケジュールについて -----	3 2
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	3 2

協議第 6 号（第 7 回会議提案：継続協議）

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 6 月 2 8 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(協議第6号資料)

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	5 財産の取扱い	
分類	公有財産	
現況		
項目	高松市	香川町
1 土地及び建物	(1) 行政財産 土地 7,059,362.79 m <sup>2</sup> 建物 1,067,260.20 m <sup>2</sup> (2) 普通財産 土地 671,214.10 m <sup>2</sup> 建物 46,397.38 m <sup>2</sup>	(1) 行政財産 土地 181,459.04 m <sup>2</sup> 建物 54,964.62 m <sup>2</sup> (2) 普通財産 土地 30,016.26 m <sup>2</sup> 建物 51.89 m <sup>2</sup>
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)	該当なし。
3 出資による権利	5,034,252 千円 (内訳) 出資金 3,068,185 千円 出捐金 1,966,067 千円	出資金のみで、9,575千円
4 債権	4,691,242 千円 (12件)	該当なし。
5 基金	19,394,564 千円	2,398,864 千円
6 起債残高	234,487,082 千円 (内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円	8,840,195 千円 (内訳) 一般会計 5,111,484 千円 特別会計 2,629,689 千円 企業会計 1,099,022 千円

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題

対応策

調整案
香川町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。

数字は平成14年度末現在

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	5 財産の取扱い																																											
分類	財産区																																											
現 況																																												
項目	高 松 市	香 川 市 町																																										
1 管理会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">弦打 財産区</td> <td colspan="2">区域面積</td> <td>7.05・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>73,044 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>568・</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>1,420 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財産管理委員定数</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雌雄島 財産区</td> <td colspan="2">区域面積</td> <td>4.06・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>783,325 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,869・</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>7,630 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">財産管理委員定数</td> <td>7 人</td> </tr> </table>	弦打 財産区	区域面積		7.05・	財産	山林	73,044 m <sup>2</sup>	立木	568・	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数		7 人	雌雄島 財産区	区域面積		4.06・	財産	山林	783,325 m <sup>2</sup>	立木	3,869・	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数		7 人	該当なし。														
弦打 財産区	区域面積		7.05・																																									
	財産		山林	73,044 m <sup>2</sup>																																								
			立木	568・																																								
		管理基金	1,420 千円																																									
財産管理委員定数		7 人																																										
雌雄島 財産区	区域面積		4.06・																																									
	財産	山林	783,325 m <sup>2</sup>																																									
		立木	3,869・																																									
		管理基金	7,630 千円																																									
財産管理委員定数		7 人																																										
2 議会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鬼無 財産区</td> <td colspan="2">区域面積</td> <td>6.98・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>990,071 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>8,330・</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>59,259 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員定数</td> <td>14 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香西 財産区</td> <td colspan="2">区域面積</td> <td>4.11・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,180,853 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,626・</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>85,643 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員定数</td> <td>12 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下笠居 財産区</td> <td colspan="2">区域面積</td> <td>18.88・</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,361,390 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>7,183・</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>136,747 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">議員定数</td> <td>14 人</td> </tr> </table>	鬼無 財産区	区域面積		6.98・	財産	山林	990,071 m <sup>2</sup>	立木	8,330・	管理基金	59,259 千円	議員定数		14 人	香西 財産区	区域面積		4.11・	財産	山林	1,180,853 m <sup>2</sup>	立木	3,626・	管理基金	85,643 千円	議員定数		12 人	下笠居 財産区	区域面積		18.88・	財産	山林	1,361,390 m <sup>2</sup>	立木	7,183・	管理基金	136,747 千円	議員定数		14 人	該当なし。
鬼無 財産区	区域面積		6.98・																																									
	財産		山林	990,071 m <sup>2</sup>																																								
			立木	8,330・																																								
		管理基金	59,259 千円																																									
議員定数		14 人																																										
香西 財産区	区域面積		4.11・																																									
	財産	山林	1,180,853 m <sup>2</sup>																																									
		立木	3,626・																																									
		管理基金	85,643 千円																																									
議員定数		12 人																																										
下笠居 財産区	区域面積		18.88・																																									
	財産	山林	1,361,390 m <sup>2</sup>																																									
		立木	7,183・																																									
		管理基金	136,747 千円																																									
議員定数		14 人																																										

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

数字は平成14年度末現在

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

区 分		高 松 市		香 川 町		
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	7,154.12	5,716.81
		消防施設	18,861.47	13,274.31	1,990.90	450.34
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	-	-
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	103,911.11	24,288.98
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	565.23	-
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	3,392.41	-
	その他の施設	4,202,956.80	228,058.94	64,445.27	24,508.49	
普通財産	山 林	255,026.00	-	9,602.00	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	15,906.07	-	
	そ の 他	60,273.13	-	4,508.19	51.89	
計		7,730,576.89	1,113,657.58	211,475.30	55,016.51	

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

	高 松 市		香 川 町	
	区 分	基金積立現在額 (円)	区 分	基金積立現在額 (円)
積立基金	財政調整基金	7,546,483,477	財政調整基金	693,978,849
	減債基金	4,107,581,982	減債基金	124,788,049
	生活環境施設整備基金	24,020,015		
	建設事業基金	1,057,769,998		
	市民会館建設事業基金	4,911,723,195		
	国民健康保険事業財政調整基金	0	国民健康保険財政調整基金	91,821,893
	介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000	介護保険事業財政調整基金	29,742,424
	中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659		
			地域カードシステム整備事業基金	0
			防災行政無線戸別受信機整備基金	34,248,679
			香川第一中学校屋内運動場整備基金	140,027,923
			スポーツ・文化振興基金	80,013,452
			文化施設等整備基金	226,931,375
			地域福祉基金	235,186,549
			町営墓地公園管理運営基金	1,506,000
			ふるさと・水と土保全対策事業基金	10,000,000
			新高松空港対策基金	24,566,885
			公共用地取得基金	77,733,168
			地域づくり推進事業基金	313,082,861
		公共施設等整備事業基金	37,198,297	
		公共下水道事業減債基金	19,638,000	
定額基金	用品調達基金	5,000,000		
	土地開発基金	540,000,000	土地開発基金	258,400,000
計		19,394,564,326		2,398,864,404

数字は平成14年度末現在

(資料)

## 財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

### 平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

#### 新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

#### 大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

#### つくば市

荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

#### 新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

#### 新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 財産の取扱い（協定項目第5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

#### 岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

#### 堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

#### 鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市



協議第7号（第7回会議提案：継続協議）

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

慣行の取扱い（協定項目第12号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年6月28日提出



高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第12号	慣行の取扱いについて
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章を用いるものとする。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、香川町の町木については、香川地区の推奨の木とする。

平成 年 月 日 確認

(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		香川町	
1 市章		1 町章	
	中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)		「香川」を図案化している町章で、3つの円は川を表すと同時に3か村の合併と住民の強固な団結を象徴したもの。中央下部にある「香」の字は町の安定と輝く将来性を表現したもの。 (昭和31年4月1日制定)
2 市民憲章	高松市民のねがい (昭和55年9月25日制定) 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます	2 町民憲章	定めていない。
	1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり		
3 都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年11月18日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和37年2月20日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和54年9月19日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和59年12月24日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成9年12月18日宣言)	3 都市宣言	交通安全宣言 (昭和37年2月26日宣言) 非核香川町宣言 (昭和59年12月20日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成5年3月8日宣言)

4 市の木 黒松 (昭和58年1月1日制定)

5 市の花 つつじ(さつきを含む)(昭和58年1月1日制定)

4 町の木 樟の木 (昭和56年7月8日制定)

5 町の花 つつじ (昭和56年7月8日制定)

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、

何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、慣行の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

#### 堺市

市(町)章 堺市の市章に統一する。

都市宣言等 堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市(町)の歌 堺市の歌に統一する。

市(町)民憲章 堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥

堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

#### 倉敷市

1 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

2 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

#### 高知市

1 新市における紋章及び市民の木・花，市の鳥並びに市歌は，高知市のものを用いるものとする。

2 新市における憲章及び宣言等は，高知市のものを用いるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 8 号（第 7 回会議提案：継続協議）

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 28 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱いについて
香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高松市			香川町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成20年1月29日	836,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	助役	平成20年3月31日	609,000円
	平成16年9月25日		収入役	平成17年6月30日	585,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円	教育長	平成17年11月3日	543,000円
教育長	平成20年3月31日	745,000円			

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市  
黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市  
牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 9市

#### 堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。  
美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

#### 松山市

- 1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。
- 2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 9 号

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 28 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p> <p>委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認



(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

#### 岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

#### 倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

#### 福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

#### 長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 10 号

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 28 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 18 号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

### 新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

### 廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

### 新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

### 新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

#### 岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

#### 福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

#### 長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

#### 鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）について

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

#### 新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

#### 潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

#### 廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

#### 呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

### 先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市(注)のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

#### 秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

#### 岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

#### 高知市

1 使用料は、原則として現行のとおりとする。

ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。

2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。

3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

#### 鹿児島市

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市



協議第 1 2 号

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。  
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。  
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

#### 岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

#### 高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。  
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

#### 鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 3 号

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
都市提携については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

都市提携(協定項目第24-1号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市 3市

大船渡市

三陸町の姉妹都市、銀河連邦については、合併後も継続するものとする。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

新市鎮との友好交流と協力関係締結に関する仮協議については、新市町の結論を尊重するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 都市提携（協定項目第24-1号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、都市提携について確認した市 9市

#### 秋田市

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市において交流を継続する。

#### 岐阜市

- 1 国際姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するものとする。なお、現在柳津町のおこなっているサンダーベイ市との友好都市交流については、相手の意思等を確認し、合併後に調整するものとする。
- 2 国内姉妹都市・友好都市については、合併を行う旨を知らせ、相手の意思等を確認し、合併後に地域間交流等のありかたを含め、調整するものとする。

#### 浜松市

合併時にすべての姉妹都市を新市の姉妹都市として引き継ぎ、当分の間、交流事業を継続する。ただし、提携先の意向を尊重する。

#### 長崎市

外海町の姉妹都市提携は、長崎市に引き継ぐものとする。  
野母崎町及び三和町の他の自治体との友好交流事業は、合併までに廃止する。

#### 鹿児島市

- 1 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 2 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 4 号

人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について

人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 4 号	人権啓発事業
人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「人権啓発事業」が協議された市 2市

福山市

同和対策については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、

合併年度に限り、現行のとおりとする。

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)



## 人権啓発事業（協定項目第24-4号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、人権啓発事業について確認した市 5市

#### 堺市

人権条例については、新市において人権擁護法の推移を勘案しながら制定する。

#### 倉敷市

- 1 人権推進に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。ただし、真備町の人権施策推進委員会は、合併時は現行のとおりとし、平成17年7月から倉敷市人権施策推進協議会を基本に再編するものとする。
- 2 人権啓発に関する事業は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 3 真備町の人権ふれあい館事業は、合併時に倉敷市の隣保館事業に統一するものとする。
- 4 男女共同参画に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 ファミリー・サポート・センター事業は、合併時は現行のとおりとし、平成17年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。  
ただし、
  - (1) 利用料金は、平成18年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。
  - (2) 真備町の平成17年度の利用料金は、現行の真備町の利用料金に真備町社会福祉協議会の活動支援金相当額を上乗せしたものとする。
  - (3) 真備町社会福祉協議会の活動支援金制度は、平成17年3月末で廃止するものとする。

#### 松山市

- 1 人権に関する審議会については、合併時に松山市人権啓発施策推進審議会に統一する。なお、同審議会の委員の構成については、3市町の長が別に協議して合併までに決定する。
- 2 合併時から、松山市は、北条市及び中島町の隣保館を引き続き活用する。
- 3 人権教育推進協議会については、松山市人権教育推進協議会に統一する。
- 4 合併時から、松山市は、北条市の集会所を引き続き活用する。
- 5 合併後の人権擁護委員数については、現行の3市町の委員数を合併後3ヵ年で2人ずつ減員し、合計25人とする。
- 6 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

#### 4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について

別紙 1 のとおり

(2) 今後の合併協議スケジュールについて

別紙 2 のとおり

(3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 9 回会議

(ア) 日時 平成 16 年 8 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分

(イ) 場所 香川県自治会館 7 階会議室

## 建設計画作成に当たっての住民意向調査について

### 1 目的・趣旨

高松市・香川町合併協議会において、合併の方式が編入合併方式で確認されたことにより、編入される香川町地域を対象として作成される、合併後の新市のまちづくりのマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、次のとおり、香川町の住民を対象に住民意向調査（アンケート調査）を実施した。

### 2 実施主体

高松市・香川町合併協議会

### 3 内容

#### (1) 実施日

平成16年7月9日～7月23日

#### (2) 対象

香川町住民で、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した18歳以上の町民（平成16年6月1日現在）3,000名を対象

#### (3) 主な調査項目

別添資料のとおり

# 高松市との合併に関する 香川町民まちづくり意向調査

## アンケートに対するご協力をお願い

皆様方には、日頃から行政に対してご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
高松市と香川町は、平成14年の香川町民による住民発議、昨年の住民投票により「高松市・香川町合併協議会」を設置し、合併に関するさまざまな協議を進めているところです。その中で、合併に関する新たなまちづくりについて住民の皆様のお考えをお聞きし、合併協議会で策定する新市の将来構想・建設計画に反映させていくことが重要と考え、皆様の意向調査を実施することとしました。

お忙しいところ、お手数をおかけし、誠に恐縮に存じますが、このアンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査は、当合併協議会から財団法人日本システム開発研究所に委託し、実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

平成16年7月

高松市・香川町合併協議会  
会長 増田 昌三  
副会長 岡 弘司

## ご記入にあたってのお願い

- 1 本調査は、住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の町民(平成16年6月1日現在)、3,000名を対象としています。
- 2 回答の結果は、すべて統計的に処理され、調査票に記入された個々の内容やあなたに関する個人データが、本調査以外の目的で使用されることは絶対にありません。率直なご意見等をお聞かせください。
- 3 回答方式は、あてはまる番号に印をつけていただくものが大半となっています。複数回答をお願いする場合がありますので、ご注意ください。
- 4 本調査はあなた個人を対象としているものですので、ご本人(宛名の方)のお考えに基づいてご記入ください。
- 5 ご記入がお済みになりましたら、本調査票を同封の返信用封筒に入れ、封をした上で、**7月23日(金)まで**にご投函ください(切手は不要です)。
- 6 本調査の記入方法など内容についてご不明な点などございましたら、お手数ですが、下記までご連絡ください。

高松市・香川町合併協議会事務局

TEL: 087-839-2121 / FAX: 087-839-2125

財団法人日本システム開発研究所 国土・地域政策研究室

TEL: 03-5379-5932 / FAX: 03-5379-5939

# アンケート調査票

香川町の現状の評価についておたずねします。

[ 問 1 ] あなたは、現在の香川町の生活環境についてどう感じておられますか。次の 1 ~ 25 のそれぞれの項目について、1 ~ 4 の中から評価を 1 つずつ選んで番号に 印をつけてください。

項 目	評 価	そう思う	ふつう	そう思わない	わからない
(記入例) 田園景観が美しい			2	3	4
1. 自然林や自然環境が保たれている		1	2	3	4
2. 公害が少ない		1	2	3	4
3. ごみ処理体制が整っている		1	2	3	4
4. し尿処理体制が整っている		1	2	3	4
5. 住宅事情が良い		1	2	3	4
6. 就業・雇用の場に恵まれている		1	2	3	4
7. 余暇活動が楽しめる		1	2	3	4
8. 買い物が便利である		1	2	3	4
9. まちににぎわいがある		1	2	3	4
10. 公共交通機関が便利である		1	2	3	4
11. 道路が整備されている		1	2	3	4
12. 子育てが安心してできる		1	2	3	4
13. 教育環境がよい		1	2	3	4
14. 生涯学習の機会が豊富である		1	2	3	4
15. 芸術文化活動がしやすい		1	2	3	4
16. スポーツ活動がしやすい		1	2	3	4
17. 医療が充実している		1	2	3	4
18. 保健が充実している		1	2	3	4
19. 福祉が充実している		1	2	3	4
20. 交通安全対策が充実している		1	2	3	4
21. 災害に対して安全である		1	2	3	4
22. 防犯体制が整っている		1	2	3	4
23. 消防体制が整っている		1	2	3	4
24. 近所づきあいがしやすい		1	2	3	4
25. 全体として公共サービスが行き届いている		1	2	3	4

[問2] あなたは、今後とも香川町内に住みたいと思いますか。次の中から1つ選んで番号に 印をつけてください。

1. 住み続けたい
2. できるだけ住みたい
3. 住みたくない(できれば香川町以外へ移りたい 具体的に移りたい地域があればご記入ください \_\_\_\_\_ )
4. わからない

[問3] あなたは、香川町で生活するうえで、次のどの施設に不便や不満をお感じですか。次の中から3つまで選んで番号に 印をつけてください。

1. 歩道橋、横断歩道
2. 信号機
3. 防犯灯、街路灯
4. 遊歩道、自転車道
5. 道路
6. 病院
7. 役場
8. 保育所
9. 児童館
10. 幼稚園
11. 小学校
12. 中学校
13. 公民館
14. 屋外スポーツ施設
15. 屋内スポーツ施設
16. 文化センター
17. 改善センター
18. 公園や広場
19. 社会福祉センター
20. 保健福祉総合センター(さわやかセンター)
21. 環境センター
22. 葬斎場(やすらぎ苑)
23. 消防署
24. 駐在所
25. バス等公共交通機関
26. 金融機関
27. マーケット、商店

[ 問 4 ] 香川町がこれまで取り組んできた施策、事業に対するあなたの評価と要望についてお答えください。次の(1)、(2)、(3)の項目ごとに5つまで選んで回答欄に番号をご記入下さい。

- (1) ここ10年くらいの間によくなったもの
- (2) 今すぐにでも改善または推進しなければならないもの
- (3) 長期的(10年以内くらい)に力を入れなければならないもの

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 保健対策              | 24. 節水対策          |
| 2. 医療対策              | 25. 土地の有効利用の推進    |
| 3. 保育所など児童福祉対策       | 26. 道路交通網の整備      |
| 4. 高齢者福祉対策           | 27. 公園・緑地の整備      |
| 5. 障害者福祉対策           | 28. 河川・水路の整備      |
| 6. 国民健康保険などの社会保障の充実  | 29. 上水道の整備        |
| 7. 人権・同和対策の推進        | 30. 下水道の整備        |
| 8. 学校教育の推進           | 31. 学校施設の整備       |
| 9. 生涯学習の推進           | 32. 体育施設の整備       |
| 10. 青少年の健全育成         | 33. 図書館などの文化施設の整備 |
| 11. 女性の社会参画          | 34. 情報通信システムの整備   |
| 12. 芸術文化の振興          | 35. 商業の振興         |
| 13. 国際交流の推進          | 36. 工業の振興         |
| 14. スポーツ・レクリエーションの振興 | 37. 農林水産業の振興      |
| 15. 自治会などの地域活動の推進    | 38. 工芸・特産品の振興     |
| 16. ボランティアなどの地域福祉の充実 | 39. 観光の振興         |
| 17. 環境保全の推進          | 40. イベント事業の推進     |
| 18. ごみ処理対策           | 41. 企業の誘致         |
| 19. し尿処理対策           | 42. コミュニティづくりの推進  |
| 20. 交通安全対策           | 43. 地方分権          |
| 21. 消防防災対策           | 44. 広域行政          |
| 22. 防犯対策             | 45. 行財政改革         |
| 23. 省エネルギー対策         | 46. その他( )        |

**回答欄**

(1)ここ10年くらいの間によくなったもの					
(2)今すぐにでも改善または推進しなければならないもの					
(3)長期的(10年以内くらい)に力を入れなければならないもの					

現在進められている香川町と高松市との合併協議についておたずねします。

---

[問5] あなたは、香川町と高松市が合併について協議を進めていることをご存じですか。次の中から1つだけ選んで番号に 印をつけてください。

1. よく知っている      2. 聞いたことがある      3. まったく知らない

[問6] 香川町が高松市と合併した場合の期待についておたずねします。合併によって期待される効果としては、どのようなことが考えられますか。次の中から3つまで選んで番号に 印をつけてください。

1. 議員・職員等の削減によって経費が節減できる
2. 市町が異なることで利用しにくかった公共施設や行政窓口が利用しやすくなる
3. 専門的な職員が採用・増強でき、高度な行政サービスが受けられる
4. 公共交通、産業、環境、地域情報化対策など、重点的な広域的取り組みができる
5. 合併による特例措置などによって効果的な事業が実施できる
6. 市となることによって、地域のイメージアップや活性化が図られる
7. 効率的な行財政運営が進む
8. 安価で質の高いさまざまな行政サービスが受けられる
9. 香川町地区の特性を活かした効果的なまちづくりができる
10. 生活圏と行政圏が一つになり、行政サービスの均質化が図れる
11. 合併による期待はとくにない
12. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

[問7] 香川町が高松市と合併した場合の不安についておたずねします。合併による不安としては、どのようなことが考えられますか。次の中から3つまで選んで番号に 印をつけてください。

1. 行政区域が拡がり、きめ細かな行政サービスが受けにくくなる
2. 市役所が遠くなり、不便になる
3. 公共料金が高くなり、住民の負担が増える
4. 大規模な事業を進めることによって、財政状況が悪化する
5. 議員の数が減少することにより、住民の声が届きにくくなる
6. 地域のコミュニティ意識が低下し、住民同士の結びつきが弱まる
7. 大規模開発が進められ、環境が悪化する
8. 歴史、文化、伝統など地域の特性を活かしたまちづくりが進めにくくなる
9. 中心部だけが発展し、香川町地区を含めた周辺部との格差が拡がる
10. 地域の特色ある産業や交流の振興がおろそかになる
11. 合併による不安はとくにない
12. その他(具体的 \_\_\_\_\_)



[問8] 今後のさまざまな点について、合併協議を進めていくこととなりますが、あなたは、香川町と高松市の合併協議を進めるうえで何が重要とお考えですか。次の中から3つまで選んで番号に 印をつけてください。

1. 地域における行政サービスの窓口としての支所・出張所の機能の整備
2. 自治会をはじめとする独自のコミュニティ活動の維持・発展と活動拠点の整備
3. 市役所や公共施設へ行きやすくなる公共交通手段の確保
4. 住民交流を進め、生活の利便性を向上させるための道路などの社会資本整備（合併特例債等の財政支援策の活用）
5. 地区の伝統行事やスポーツなどを通じた両市町住民間の交流の拡大
6. 地域の情報化の促進により、身近な所で行政サービスが受けられたり、住民間の交流がしやすくなるような方策
7. 地域住民の声を市政に反映させるための地域自治組織の設置
8. ボランティア活動支援など、財政負担を抑えた行政サービス水準の維持方策の推進
9. 地域の特性を活かしたバランスのとれた新しいまちづくり計画の策定
10. 合併による財政シミュレーションの公表など、行財政改革による健全な行財政運営の明示
11. 市議会選挙における選挙区制の導入等による香川町地区選出議員の確保
12. とくにない
13. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

合併による香川町地区の新しいまちづくりのあり方についておたずねします。

---

[問9] 香川町が高松市と合併した場合、現在お住まいの香川町地区はどのようなまちになればよいとお考えですか。とくに、こうあってほしいと思われる将来像について、次の中から3つまで選んで番号に 印をつけてください。

1. 自然が豊かで、ゴミや公害のない自然環境を大切にするまち
2. 芸能をはじめとする地域の伝統文化や歴史を大切にする歴史・伝統文化の香り高いまち
3. 豊かな緑の田園環境を活かした質の高い生活文化を築くまち
4. 医療・救急体制、健康づくり対策などが充実した健康で安心して暮らせるまち
5. 高齢者や障害者を大切に、人にやさしい心あたたまる福祉のまち
6. 道路、公園、上下水道などの生活環境が充実した便利で快適に暮らせるまち
7. 活力ある工業やにぎわいある商業が育つ商工業のさかんなまち
8. 農業や特産品など、地域の資源を活かした産業が育つ地域産業の元気なまち
9. 学校教育・生涯学習が充実し、文化・スポーツ活動の活発な教育・文化のまち
10. 地域の伝統的な祭りや芸能、里山の自然を活かした観光・交流の活発なまち
11. 自治会やボランティア、NPOなどの住民参加による個性を育てるまち
12. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

[問 10] 香川町が高松市と合併した場合、香川町地区の新しいまちづくりに向けて、とくに重点的に対応すべきと思われる施策は何だとお考えですか。次の中から5つまで選んで番号に 印をつけてください。

- 1 . 里山や河川など自然環境の保全と活用
- 2 . ごみ対策、リサイクル社会の形成など環境問題への対応
- 3 . 公園、都市景観、下水道整備など快適な都市環境の整備
- 4 . 防災・消防・防犯の充実、交通安全など安心な生活環境の整備
- 5 . 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
- 6 . 地域保健や医療体制など健康づくりの充実
- 7 . 高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進
- 8 . 男女共同参画社会づくりなど人権を尊重する社会の確立
- 9 . 学校教育、社会教育、青少年健全育成など生涯学習社会の形成
- 10 . 伝統芸能をはじめとする地域に根ざした個性ある文化・芸術の創造と振興
- 11 . 地域資源を活かした農業・観光など地域を支える産業の振興
- 12 . 雇用を生みだす新しい産業の誘致、新しい事業を育てる仕組みづくり
- 13 . 地区内外の公共交通サービスの充実
- 14 . 幹線道路網の整備
- 15 . 身近な生活道路の整備
- 16 . C A T Vや情報通信基盤の整備など高度情報社会への対応
- 17 . 自治会、ボランティア活動、N P Oの活性化による心ふれあう地域社会づくり
- 18 . 住民と行政が協働してまちづくりに取り組む仕組みづくり
- 19 . 行事、イベントなど住民交流機会の充実
- 20 . 広報活動の充実と情報公開の促進
- 21 . その他（具体的 )

このほか、合併問題、新しいまちづくりなどについて、アイデアやご意見・ご要望等があれば、下欄にご自由にご記入ください。

---



---



---



---



---



---



---



---

最後に、統計処理上必要なため、あなたご自身のことについておたずねします。以下の問いについて、それぞれ該当するものを1つ選んで番号に印をつけてください。

1 あなたの性別をお答えください。	(1)男性 (2)女性
2 あなたの年齢層をお答えください(平成16年7月1日現在)。	(1)10歳代 (2)20歳代 (3)30歳代 (4)40歳代 (5)50歳代 (6)60歳代 (7)70歳代以上
3 あなたの家族構成をお答えください(平成16年7月1日現在)。	(1)単身 (2)夫婦 (3)親子 (4)三世代(親、子、孫) (5)その他
4 あなたのお住まいになっている地域をお答え下さい。	(1)大野 (2)寺井 (3)浅野 (4)川内原 (5)川東上 (6)川東下 (7)東谷 (8)安原下
5 あなたの香川町居住年数をお答えください。	(1)5年未満 (2)5年以上10年未満 (3)10年以上20年未満 (4)20年以上
6 あなたの職業をお答えください(2つ以上ある場合には主なものを1つだけ選んで下さい)。	(1)会社員・団体職員 (2)公務員 (3)商工サービス自営業(家族従業を含む) (4)農林水産業 (5)自由業(作家、画家、弁護士、医師、会計士など) (6)パート、アルバイト、フリーター (7)学生 (8)主婦 (9)無職 (10)その他(具体的に )

- ご協力ありがとうございました -

今後の合併協議スケジュール(予定)

日程	平成16年								
	第5回会議 H16.4.15	第6回会議 H16.5.7	第7回会議 H16.6.28	第8回会議 H16.7.28	第9回会議 H16.8.25	第10回会議 H16.9月	第11回会議 H16.10月	第12回会議 H16.11月	第13回会議 H16.12月
合併協定項目の協議	<b>【協議事項】</b> 1. 合併の方式 (第3回提案・継続協議・確認)	<b>【協議事項】</b> 2. 合併の期日(提案) 3. 新市の名称(提案・確認) 4. 新市の事務所の位置(提案・確認) 5. 町名・字名の取扱い(提案)	<b>【協議事項】</b> 2. 合併の期日(確認) 5. 町名・字名の取扱い(確認) 6. 財産の取扱い(提案) 7. 慣行の取扱い(提案) 8. 特別職の職員の身分の取扱い(提案)	合併協定項目の協議 提案	提案	提案 (合併協議会)	提案	提案	提案 合併協定項目(47項目)の協議終了
	行政制度等の調整方針決定	部会において行政制度・事務事業等の調整開始(約2,000項目)	(部会)	(部会)	(部会)	(部会)	(部会)	(部会)	合併協定書調印式
建設計画	建設計画の作成方針決定	建設計画の構成報告	住民意向把握(アンケート)・集計・検討	住民意向把握集計結果の報告	建設計画の素案提案	住民説明会	建設計画(案)の提案	建設計画(案)の確認	建設計画(案)の確認